〇「企業主導型保育事業等の実施について」(平成 29 年 4 月 27 日付け府子本第 370 号、雇児第 0427 第 2 号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知) 新旧対照表

	※傍線部分は改正部分
新	IB
府 子 本 第 370 号	府 子 本 第 370 号
雇児発 0427 第 2 号	雇児発 0427 第 2 号
平成 29 年 4 月 27 日	平成 29 年 4 月 27 日
<u>府子本第 40 号</u>	府子本第 1067 号
<u>子 発 0121 第 1 号</u>	<u>子 発 1116 第 1 号</u>
最終改正 令和 4 年 1 月 21 日	<u>最終改正 令和3年11月16日</u>
公益財団法人児童育成協会	公益財団法人児童育成協会
理事長 藤田 興彦  殿	理事長藤田興彦殿
内閣府子ども・子育て本部統括官	内閣府子ども・子育て本部統括官
( 公 印 省 略 )	(公印省略)
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
( 公 印 省 略 )	(公印省略)
企業主導型保育事業等の実施について	企業主導型保育事業等の実施について
標記事業の実施については、別添「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」により行うこととし、平成29	
年4月1日から適用することとしたので通知する。	年4月1日から適用することとしたので通知する。

## 企業主導型保育事業費補助金実施要綱

## 第1 (略)

#### 第2 事業の内容

- 1. (略)
- 2. 企業主導型保育助成事業

実施機関(事業の実施主体として内閣府から決定を受けた機関をいう。以下同じ。)が行う以下の事業

- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 企業主導型保育事業(利用者負担額減免臨時給付費) 以下の①又は②に該当する事業をいう。
  - ① (略)
  - ② 令和2年7月初日から<u>令和4年3月</u>末日までの間、事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)-2②に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

## 第3 企業主導型保育事業の実施方法等

- 1. (略)
- 2. 事業の内容
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (3) 2 企業主導型保育事業(利用者負担額減免臨時給付費)の対象児童 以下の①又は②に該当する場合を対象とする。
    - ① (略)
    - ② (2)の対象となる児童のうち、(3)の対象とならない児童であって、令和2年7月初日から<u>令和4年3月</u>末日までに、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は当該感染症に感染した者の濃厚接触者となった職員や児童を確認した施設が当該感染症の感染拡大の防止を図るため臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請を行ったことなどの事由により、当該保育施設を欠席した児童(当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、4の(4)①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。)
  - $(4) \sim (8)$  (略)
- $3. \sim 4.$  (略)

#### 第4 (略)

#### 第5 企業主導型保育助成事業の実施方法

別添

## 企業主導型保育事業費補助金実施要綱

第1 (略)

#### 第2 事業の内容

- 1. (略)
- 2. 企業主導型保育助成事業

実施機関(事業の実施主体として内閣府から決定を受けた機関をいう。以下同じ。)が行う以下の事業

- $(1) \sim (3)$  (略)
- (4) 企業主導型保育事業(利用者負担額減免臨時給付費) 以下の①又は②に該当する事業をいう。
  - ① (略)
  - ② 令和2年7月初日から<u>令和3年12月</u>末日までの間、事業実施者に対し、企業主導型保育施設を利用する児童のうち、第3の2の(3)-2②に規定する児童に係る利用者負担額の軽減に要する費用を助成する事業

# 第3 企業主導型保育事業の実施方法等

- 1. (略)
- 2. 事業の内容
  - $(1) \sim (3)$  (略)
  - (3) -2 企業主導型保育事業(利用者負担額減免臨時給付費)の対象児童 以下の①又は②に該当する場合を対象とする。
    - ① (略)
    - ② (2)の対象となる児童のうち、(3)の対象とならない児童であって、令和2年7月初日から<u>令和3年12月</u>末日までに、新型コロナウイルス感染症に感染した、又は当該感染症に感染した者の濃厚接触者となった職員や児童を確認した施設が当該感染症の感染拡大の防止を図るため臨時休園等や利用者に対する登園自粛の要請を行ったことなどの事由により、当該保育施設を欠席した児童(当該児童に対し、当該欠席の日数に応じて、4の(4)①ウに定める利用者負担額の設定方法により利用者負担額の軽減を実施する企業主導型保育施設の利用児童に限る。)
  - $(4) \sim (8)$  (略)
- $3. \sim 4.$  (略)
- 第4 (略)

#### 第5 企業主導型保育助成事業の実施方法

- 1. ~3. (略)
- 4. 助成金の額

企業主導型保育事業(運営費)に係る助成金の額は別紙1から<u>別紙4まで、別紙6及び別紙8</u>、企業主導型保育事業(整備費)に係る助成金の額は別紙5及び別紙6、また企業主導型保育事業(施設利用給付費)に係る助成金の額は別紙4の補助単価等により算定するものとする。

 $5. \sim 7.$  (略)

## 第6 (略)

(別紙1)~(別紙7) (略)

- 1. ~3. (略)
- 4. 助成金の額

企業主導型保育事業(運営費)に係る助成金の額は別紙1から<u>別紙4及び別紙6まで</u>、企業主導型保育事業(整備費)に係る助成金の額は別紙5及び別紙6、また企業主導型保育事業(施設利用給付費)に係る助成金の額は別紙4の補助単価等により算定するものとする。

5. ~ 7. (略)

## 第6 (略)

(別紙1) ~ (別紙7) (略)

#### (新設)

# 保育士等処遇改善臨時加算について

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、企業主導型保育施設における保育士等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げることを目的とする。

## 2. 加算対象施設・事業所

全ての企業主導型保育事業を実施する施設を対象とする。

# 3. 加算の認定

保育士等処遇改善臨時加算の認定は、実施機関が行うこととする。実施機関は、認定結果を施設・事業 所の設置者に通知することとする。

# 4. 加算に係る使途

企業主導型保育事業(運営費)に係る助成金は、その使途を制限しないことを基本としているが、保育 士等処遇改善臨時加算に係る加算額については、1.の目的に鑑み、確実に職員(非常勤職員を含み、法 人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。)の賃金改善に充てるものとする。

# 5. 加算申請書の提出時期

加算の認定を受けようとする場合、実施機関の定める日までに、施設・事業所ごとに、加算認定申請書 (保育士等処遇改善臨時加算)及び事業計画書を企業主導型保育事業ポータル (http://www.kigyounaihoiku.jp/)の電子申請システム(以下「電子申請システム」という。)により、実施機関に提出するものとする。

#### 6. 実施方法

実施機関は、5.の規定により加算認定申請書及び事業計画書を提出させ、加算の適用の可否を確認すること。

# 7. 処遇改善の対象

賃金改善の対象は、施設・事業所に勤務する職員とする。

#### 8. 賃金改善等の要件

- (1) 令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施すること。
  - ※ 賃金改善とは、保育士等処遇改善臨時加算の実施により、職員について、雇用形態、職種、 勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方 法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

- (2)保育士等処遇改善臨時加算による賃金改善に係る計画書を作成すること。また、計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- (3)加算額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額 充てること。
  - ※ 法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。 <算式>

「令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「令和2年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

- (4)保育士等処遇改善臨時加算による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、給与規程の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分、3月分については、この限りではない。
- (5)保育士等処遇改善臨時加算により改善を行う賃金項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動する ものを除く。)の水準を低下させていないこと。

# 9. 加算見込額の算定

加算見込額は、施設ごとに、年齢区分別の定員別加算額を基に、以下の算式により算定すること。 <算式>

「当該年度における各月初日の利用子ども数の見込みをもとに算出した平均利用子ども数」×「12. 保育士等処遇改善臨時加算定員別加算額」×「2月(3月から開所した施設の場合は、1月)」(年齢区分ごとに算出した額を合算し、千円未満の端数は切り捨て。)

### 10. 実績報告手続等

- (1)施設・事業所は、年度終了後速やかに、実施機関に対して事業実績報告書を電子申請システムにより提出すること。
- (2)本加算に係る賃金改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

#### 11. 留意事項

(1)事業実績報告書等により、施設・事業所において実施された賃金改善の内容が要件を満たさないことが確認された場合、特段の理由がある場合を除き、加算額の全部又は一部について返還させる。

- (2)保育士等処遇改善臨時加算による賃金改善については、処遇改善等加算 I 及び処遇改善等加算 II における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。
- (3) 加算額については、複数の施設・事業所の助成決定を受けた事業実施者である場合は、同一事業 実施者が設置した複数の施設・事業所間で配分を行うことができること。なお、この場合には、配 分調整後のそれぞれの施設・事業所の加算実績額により、実績報告書を作成することとする。その 際、施設・事業所ごとの内訳表を添付すること。

# 12. 保育士等処遇改善臨時加算定員別加算額

(1日11時間開所の事業所の場合)

地域区分	定員区分	年齢区分	<u>週7日未満</u> 開所					週7日開所
				地域区分	定員区分	年齢区分	保育士比率	
			共通					共通
	<u>6 人~</u> <u>12 人</u>	<u>4歳以上</u> <u>児</u>	5, 440 円			<u>6 人~</u> <u>12 人</u>	<u>4歳以上</u> <u>児</u>	<u>6,530円</u>
		3歳児	5,660 円				3歳児	<u>6</u> , 790 円
		<u>1、2歳</u> <u>児</u>	7, 260 円				<u>1、2歳</u> <u>児</u>	8,710円
		乳児	9,550円				乳児	11,460円
	<u>13 人~</u> <u>19 人</u>	<u>4 歳以上</u> 児	3,600 円		<u>全地域</u> <u>共通</u>	<u>13 人~</u> <u>19 人</u>	<u>4歳以上</u> <u>児</u>	4, 320 円
		3歳児	3,830 円				3歳児	4,600円
		1、2歳 <u>児</u>	5, 430 円				<u>1、2歳</u> <u>児</u>	6, 520 円
全地域		乳児	7,710円				乳児	9, 250 円
<u>共通</u>	<u>20 人~</u> <u>30 人</u>	<u>4 歳以上</u> <u>児</u>	2,600 円			<u>20 人~</u> <u>30 人</u>	<u>4 歳以上</u> <u>児</u>	3, 120 円
		3 歳児	2,830 円				3歳児	3,400円
		1、2歳 児	4, 430 円				<u>1、2歳</u> <u>児</u>	5, 320 円
		<u> 乳児</u>	6,710 円				<u>乳児</u>	8,050円
	<u>31 人~</u> <u>40 人</u>	<u>4 歳以上</u> <u>児</u>	2,060 円			<u>31 人~</u> <u>40 人</u>	<u>4 歳以上</u> <u>児</u>	2,470円
		3歳児	2,290 円				3歳児	2,750円
		1、2歳 <u>児</u>	3,890 円				<u>1、2歳</u> 児	4,670円
		乳児	6,170 円				乳児	7,400円

		<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2,020 円			<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2,420 円
	<u>41 人~</u> <u>50 人</u>	3 歳児	2,250 円		41 人~	3 歳児	2,700 円
		1、2歳 <u>児</u>	3,850円		50 人	1、2歳 <u>児</u>	4,620 円
		乳児	6,130 円			乳児	7,360 円
	<u>51 人~</u> <u>60 人</u>	<u>4歳以上</u> <u>児</u>	1,760円		<u>51 人~</u> <u>60 人</u>	<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2,110 円
		3歳児	1,990 円			3歳児	2, 390 円
		1、2歳 児	3, 590 円			1、2歳 児	4,310円
		<u>乳児</u>	5,870 円			<u>乳児</u>	7,040 円
61	61 人~	<u>4 歳以上</u> <u>児</u>	1,570円		61 人~	<u>4 歳以上</u> <u>児</u>	1,880 円
		3歳児	1,800 円			3歳児	2, 160 円
		1、2歳 <u>児</u>	3,400 円			<u>1、2歳</u> <u>児</u>	4,080 円
		乳児	5,680 円			<u>乳児</u>	6,820 円

週7日開所

保育士比率

共通

7,720 円

8,030 円

10,300円

13,550円

5,100円

5,440 円

7,700 円

10,930 円

3,680 円

# (1日13時間開所の事業所の場合)

週7日未満	
開所	
地域区分   定員区分   年齢区分   保育士比率   地域区分   定員	区分 年齢区分
<u>4歳以上</u> 6,430円	4歳以上
	児 15.13
6人~ 3歳児 6,690円 6人	
12人 1、2歳 8,580円 12	
<u>児</u>	<u>児</u>
<u> 乳児                                   </u>	乳児
<u>全地域</u>	4歳以上
<u>共通</u> <u>児</u> <u>共通</u> <u>共通</u>	<u>児</u>
13 人~ 3 歳児 4,530 円 13 人	<u>3 歳児</u>
19人 1、2歳 6,420円 19	人 1、2萬
	<u>児</u>
<u>乳児 9,110円</u>	乳児
20 人~   4歳以上   3,070円   20 人	<u>√~</u> <u>4 歳以上</u>
30人 児 3,07011 30	人 児

		3歳児	3,340 円
		1、2歳 児	5, 240 円
		<u>乳児</u>	7,930 円
		<u>4 歳以上</u> <u>児</u>	2,430 円
	31 人~	3歳児	2,710円
	40 人	<u>1、2歳</u> <u>児</u>	4,600 円
		<u> 乳児</u>	7, 290 円
		<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2, 390 円
	<u>41 人~</u> <u>50 人</u>	3 歳児	2,660 円
		<u>1、2歳</u> 児	4,550円
		乳児	7,240 円
		<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2,080 円
	<u>51 人~</u> <u>60 人</u>	3 歳児	2,350円
		<u>1、2歳</u> 児	4,240 円
		<u>乳児</u>	6,940 円
	61 人~	<u>4 歳以上</u> <u>児</u>	1,860円
		3歳児	2,130 円
		1、2歳 <u>児</u>	4,020 円
		乳児	6,710 円

		3歳児	4,010 円
		<u>1、2歳</u> <u>児</u>	6, 290 円
		乳児	9,520 円
		<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2,920 円
	31 人~	3 歳児	3,250 円
	40 人	<u>1、2歳</u> <u>児</u>	5, 520 円
		乳児	8,750 円
		<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2,870円
	41 人~	3歳児	3, 190 円
	50 人	<u>1、2歳</u> 児	5,460 円
		乳児	8,690円
	<u>51 人~</u> <u>60 人</u>	<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2,500円
		3歳児	2,820 円
		<u>1、2歳</u> <u>児</u>	5,090 円
		乳児	8,330 円
	61 人~	<u>4歳以上</u> <u>児</u>	2, 230 円
		3歳児	2,560 円
		1、2歳 児	4,820 円
		乳児	8,050 円